裁判資料1(判決文)

Affaire POHL (avou? Guillou) contre Ch. Synd. des N?g en Dts , Perles et Pierres Precieuses (avou? Beaug?) 1922 enregistr? 14/6/1924

Le tribunal oui en leurs conclusions et plaidoiries A. Cahn avocat assist? de Guillou avou? de Pohl

Et P.CAHN avocat assist? de Beaug? avou? de la chambre syndicale des n?gociants en diamants et des lapidaires repr?sent?e par Hugues Citroen. Le ministere public entendu et apres en avoir d?lib?r? conform?ment ? la loi jugeant en mati?re ordinaire et en premier ressort . Attendu que Pohl pr?tendant que la Chambre S et son president Mr Citroen avaient soit par des actes soit par des ecrits , articles de journaux ou revues ,insertions dans certains grands organes de la presse ,dans le Bulletin de la Chambre,organis? une campagne de d?nigrement aussi violente qu'interess?e qui tendait ? induire le public en erreur ,a form? devant ce tribunal contre Citroen, tant personnellement qu'en qualit? de President de la Chambre

Demande de 150 000fr de dommages et interets pour les articles tels que ci-dessus nomm?s, et ne pas lui avoir permis l'importation en France des articles pr?cieux qu'il importait du Japon : " 40 " perles fines de culture japonaise " et pour la parution d'articles les 28/29 janvier1921 (Figaro,le temps,le matin,) : " la CH Syndmet le public en garde contre la d?nomination de " perles fines japonaises "employ?e par certains commer?ants pour la vente de cet aricle .Les perles japonaises sont des perles fausses.Les commer?ants vendant cet article sous la d?nomination de perles fines s'exposent? l'application rigoureuse de la loi sur la r? pression des fraudes " .

Dans le Figaro cette insertion ? tait pr ? c ? d ? e de ce titre : " fausse denomination des perles japonaises ". ; dans le Temps par " perles fines japonaises "

Le 24 mai 1921 ,dans le Figaro paraissait un article sign ? par le president de la chambre syndicale sous le titre " la folie des perles "o ? on trouvait cette phrase " la perle de nacre cultiv ? e comme nous la d?nommons.. " Pohl avait envoy ? un courrier le 4 mai ? la Chambre S disant : " ayant appris que les perles que j'ai vendues de bonne foi ont ?t? trouv ? es douteuses,j'ai l'honneur de vous informer que soucieux avant tout de l'interet corporatif et de mon honneur commercial je suis pr ? t ? annuler les ventes que j'ai faites de cette marchandise. je profite de la circonstance pour vous signaler ? nouveau la necessite o? nous nous trouvons tous d'etre prot ? g ? s de fa ? on efficace contre de pareils risques "

Attendu que l'ensemble des explications des parties et examen des articles incrimin?s fait nettement apparaître qu'aucune charge ne peut etre retenu personnellement car il a agi en tout et partout comme president de la C S , attenduque sans qu'il y ait lieu d'examiner et ou rechercher quant ? present si les perles provoqu ? es ou cultiv?es sont ou non de nature rigoureusement identique et de meme valeur intrinseque marchande que la perle provenant des pecheries et vendues dans le commerce comme perles fines dites d'orient ou si le fait de vendre comme perle fine la perle cultiv?e constitue le fait de tromperie sur la nature ou la qualite de la chose vendue ou offerte en vente au public , il importe seulement de rechercher si le fait par les defendeurs de s'etre livr ? ainsi qu'il apparaît nettement des documents vers?s aux debats et analys?s ci-dessus ? une veritable campagne dans le but de prevenir le public et de le mettre en garde suivant l'expression meme des d?fendeurs mais en realite dans le but de repandre l'idee que cette perle est fausse ou fabriqu?e , constitue un quasi delit et a engendr? un prejudice sans objet de l'action presentement intent?e.

Attenduque les qualifications intentionnellement pejoratives relevees dans divers articles ou journaux, dont il a ?t? question dans le debut de cette audience apparaissent en prenant les termes qu'elles renferment dans leur sens le plus generalement admis dans la langue fran?aise et notamment celui de fausses,terme signifiant imitation d'une matiere precieuse ou encore alter?e, supposition de nature? jeter un certain discredit sur les articles de luxe vendus par Pohl sur ces perles provoqu?es ou cultiv?es,sur leur nature exacte et scientifique, bien que le monde des savants et des chercheurs specialis?s dans cette branche de l'histoire naturelle ne soit pas arriv?? des conclusions qui soient universellement admises mais qui est cependant parvenu ? formuler des indications qui n'autorisent personne ? qualifier ces perles japonaises de perles fausses.

Attendu que la Ch S ? tait tenue d'autant plus de reserves et aurait du mettre les maisons ? meme de faire ce commerce dans des conditions normales de probit ? " et de loyaut? puisque depuis un certain temps elle savait ,par la correspondance qui avait t ? echang ? e avec l'ambassade au japon ,le ministere des affaires etrangeres ,le ministere des finances ,que les avis etaient divers et que des conclusions n'?taient pas generalement avanc ?es .

Attendu que dans son Bulletind'octobre 1921 elle a dit nettement qu'elle ? tait renseign?e car on y lit sous le paragraphr intitul? "Perles japonaises "/ Mr le president fait part au comit ? qu'ayant re ? u plusieurs demandes d'importation pour des perles japonaises il ne les avait pas accord ? es, estimant que les perles japonaises ? tant des imitations, ne concernaient pas notre chambre syndicale. La direction des Douanes a

donne un avis contraire, estimant que la perle japonaise etant un noyau de nacre recouvert d'une matiere perliere pouvait etre consideree comme fine. Apres ?change de vues ,le Comite approuve la mani?re de voir du President car,si la theorie de la douane ?tait admise,on pourrait considerer un bijou de cuivre recouvert par galvanoplastie d'une mince couche d'or comme un bijou d'or fin / . Il s'en suit que la responsabilit? de la Ch S est ?tablie ,qu'elle doit en consequence supporter les consequences de la faute ou quasi-delit qu'elle a commise.

Mais attendu que la campagne ? laquelle s'est livr?e la C S par les moyens dont il a ? t ? parl ? semble avoir ? t ? elle-m ? me sinon provoqu? e au moins amorc ? e par le fait que Pohl a mis et mets en vente sans indication d'origine ou de l nature des perles provenant des pecheries de Monsieur Mikimoto

Attendu que Pohl pretend il est vrai que dans les usages actuels du commerce des perles ou des diamants l'indication de la provenance des perles fines mises en vente est en realite inconnue,qu'il ne fait en le disant que reproduire une opinion ?mise par Citroen lui-m?me et toute la C S

Attenduqu'il resulte des documents communiqu? s et des explications fournies par les parties qu'en l'?tat actuel des usages commerciaux et de la scienceet si regrettable que cela soit, le commerce des perles fines ne comporteaucune indication d'origine

Attendu que le fait relev? ci-dessus ? l'encontre de Pohl ne saurait etre retenu ? son encontre et comme pouvant attenuer dans une certaine mesure la responsabilite de la C S et s' il appartient dans une certaine mesure ? la CS de se doter d'une denomination pour les perles provoqu?es ou cultiv?es et d'en supputer la valeur exacte afin d'eviter toute confusion avec celles connues jusqu' ? ce jour sous la denomination breve et unique de " Perles ",il ne s'en suit nullement que la CS et son president ait eu le droit de qualifier de fausses les perles dites de culture car en le faisant ils ont outrepass ? le droit qu'ils d ?t ?naient des status de leur constitution syndicale.

Attendu que tout tend ? d?montrer qu'ils ont employ?s des termes dans un sens p?joratif et nettement tendancieux

Attendu que le quasi d? lit relev? ? l'encontre des parties d?fenderesses ? tant reconnu et donc ici il reste ? rechercher si de cette campagne et de cette attitude des d?fendeurs il est r?sult? d'unpr ? judice certain dont r?parationest due ? Pohl.

Attendu que les differents faits analys ? s ci-dessus ont caus? ? Pohl un pr ? judice surtout moral car il n'apporte aucune preuve permettant de constater et evaluer le prejudice materiel qui en seraient result ? pour lui .

Attenduqu 'en cons ? quence Pohl obtient une r ? parationsuffisante par la condamnation des d?fendeurs aux d?pens ? titre de dommages et interets et aux frais

d'insertion du present jugement dans les 4 journaux (figaro,temps,matin,le journal)ainsi que dans le Bulletin de la C S

PAR CES MOTIFS MET HORS DE CAUSE Hugues Citroen en tant qu'il a ? t? assign ? en son nom personnel ,condamnant conjointement et solidairement la CS et son P en tant qu'il est pris en cette qualit?, en r?paration du pr?judice qu'ils ont caus? ? Pohl par la faute quasi d ? lictuelle.....

Fait et jug ? sur l'audience publique de la troisieme chambre au tribunal civil de premiere instance du departement de la Seine par Mr Grenier President de section.....

裁判資料 2 (判決文日本語訳)

1922年の真珠・宝石商卸売業者組合 (代訴人ボージェ) に対するポールの訴訟 (代訴人ギュー)、1924年6月14日登記。

法廷は、ポールの代訴人ギューに伴われた弁護士 A. カンおよびユーグ・シトロエンが代表を務めるダイアモンド・宝石商卸売業者組合の代訴人ボージェに伴われた弁護士 P. マセの意見陳述および弁論を聴取。聴取を行った検察当局は法に基づいて合議を行った結果、本件を通常事件と判断し、初審を遂行。以下にその経緯を陳述。

ポールは、宝石商卸売業者組合およびその代表のシトロエンがその行動や書面・新聞・雑誌の記事・大規模出版の掲載により過激で私欲に基づいた批判キャンペーンを展開したと主張し、シトロエン個人および宝石卸売業者代表の資格において訴追し、裁判を提起した。ポールは、自らが日本から輸入した高額商品「高級日本養殖真珠 40 点」のフランスへの持ち込みが許可されなかったことに対し、および 1921 年 1 月 28 日および 29 日にフィガロ紙、ル・タン紙、ル・マタン紙に掲載された「ダイアモンド・宝石商卸売組合は、ある種の商人が販売目的で使用している《高級日本真珠》の名称に対し警戒を呼びかける。日本真珠は模造真珠である。高級真珠の名称でこうした商品を販売している商人は、詐欺行為防止のために法律が定める厳密な名称の規則に違反する危険を冒している」という記事に対して 150,000 フランの損害賠償を請求した。

この掲載記事には、フィガロ紙では「日本真珠の名称偽装」、ル・タン紙では「高級日本真珠」という見出しが付けられていた。

1921年5月24日フィガロ紙では、「私たちが指摘するように、養殖による真珠層の真珠は

…」という一文を含む、「真珠の狂気」と題された宝石卸売業者組合代表の署名入りの記事が掲載された。これから遡る 5 月 4 日には、ポールは宝石卸売業者組合に宛て以下の書簡を郵送していた。「私が誠実をもって販売した真珠が疑わしい商品と判断されたことを知り、第一に同業者全体の利益、次に私自身の商売上の名誉を慮り、私はこれまでに私が販売した当該商品を回収する用意があることを謹んでお知らせします。また、こうした状況に際し、このような危険な真珠からすべての販売者を防御する有効策が必要であることを、今一度、宝石卸売業者組合の皆様に指摘いたします」。

当事者たちの説明および告発された記事のすべては、シトロエンはすべてにおいて宝石卸売業者組合代表の立場にて行動しており、それゆえ個人としてはいかなる有罪の証拠も認められないことを明白にしている。

問題の養殖真珠が厳密に天然真珠と同じであり、真珠商が東洋の高級真珠として市販している真珠と同様の商品価値があるか否か、また養殖真珠を高級真珠として販売することが公衆に対する販売および販売されている物品の品質、性質に対する詐欺となるかどうかは、現時点では検査または研究、あるいはその両方を待つ必要がある。しかし唯一重要なことは、上記で分析された論争の一部を成す資料に明らかなように、公衆への周知を図り、被告の表現自身に従えば、「警戒」を促すことが目的であるとしながら、現実にはこうした真珠が偽物であり、人造であるという考えを流布させる目的を持つキャンペーンが現実に本訴訟の被告によって行われた事実が準不法行為を構成し、本訴訟で問題にされている根拠のない損害を生んだかどうかを追求することである。

本公判の初めで問題とされた、さまざまな記事や雑誌に掲載された意図的に侮蔑的な形容は、フランス語において最も一般的に了解されている語の意味において、特に高価な素材の偽物や変造、および天然への疑いを意味する「模造」という語を用いることによって、ポールが販売した贅沢品および問題となっている養殖真珠の正確な科学的性質に対するある種の疑念を喚起する。しかしながら当該分野の自然科学史学者、その他専門研究者たちの世界では、全員が一致して承認する結論には達していないものの、いかなる者も日本真珠を模造真珠と形容することは許されないという指摘が形成されている。

宝石卸売業者組合がより慎重でありさえすれば、誠実と実直に基づく標準的諸条件のもとに各商店が日本真珠の商取引を直接行うようにすべきであったろう。なぜなら宝石卸売業者組合は、日本大使館と外務省、大蔵省との間で交わされていた書簡から、この日本真珠に関してはさまざまな見解が存在し、一般的な結論が提出されていないことを少し前から知っていたからである。

1921 年 10 月の会報に、宝石卸売業者組合がすでにこうした情報を得ていたことが明言されている。会報に掲載された「日本の真珠」と題された一節に、以下のように書かれている。「宝石卸売業者組合代表は、組合に複数の日本真珠の輸入申請があったことを委員会に通知する。宝石卸売業者組合代表は、日本真珠は模造品であってわれわれの組合とは無関係とみなし、これらの申請を許可しなかった。しかし税関当局はこれとは逆の意見を提出し、日本真珠は真珠母貝の真珠質で覆われた核であり、高級真珠とみなすことができると評価した。意見交換の後、委員会は宝石卸売業者組合代表の見解に同意している。税関当局の理論を認めれば、われわれは電気メッキによる薄い金の層でつつまれた銅の宝飾品を高級宝飾品とみなし得ることになるからである」。以上から宝石卸売業組合の責任は明白であり、その結果として宝石卸売業者組合は自らが犯した過ちあるいは準不法行為の責任を負う義務がある。

しかし、ポールが真珠商御木本氏から入手した真珠を、その由来と性質を表示しないまま 過去および現在において販売していた事実は、上述した方法で宝石卸売業者組合が行った キャンペーン自体の直接原因であるとは言えないまでもすくなくとも引き金にはなったと 思われる。

ポールは、真珠あるいはダイモンド販売の現行の慣習においては、事実として販売されている高級真珠の生産地の情報は実際に明らかにされていないとし、この彼の見解もシトロエン自身と宝石卸売業者組合全体が提唱する見解と全く同じだと主張する。

入手した資料と当事者たちの説明からすると、商慣習と科学の現状において、はなはだ遺憾ではあるが、高級真珠の販売においては、いかなる生産地の情報も含まれていない。

これまでポールについて提出された事実は彼における矛盾と考え得るものであって、ある程度は宝石卸売業者組合の責任を減じ得るとしても、また、宝石卸売業者組合は問題となっている養殖真珠に名称を与え、今日まで簡潔かつ唯一の「真珠」の名称のもとに認知されてきた商品とのあらゆる混同を避けるために、養殖真珠の正確な価値を推し量る義務をある程度までは持つとしても、宝石卸売業者組合とその代表が〈養殖〉と言われている真珠を〈模造〉と形容することは、宝石卸売業者組合が組合組織の規約により保有している権利の逸脱であり、宝石卸売業者組合はこの権利を持ち得ない。

以上すべては、宝石卸売業者組合がこうした語彙を侮蔑的かつ明らかに底意ある【訳注: 偏向した】意味で用いたことを証明する。

被告側に対して指摘された準不法行為が認められたゆえ、残されているのは、このキャン

ペーンとこの被告の行為により、ポールへの損害賠償を要めとする損害が確実に生じているかどうかの追求である。

これまでに分析されたさまざまな事実からポールが被った損害は、特に精神的損害と考えられる。なぜなら精神的損害を起因とする物質的損害の検証および評価を可能ならしめるいかなる証拠も確認されていないからである。

結論として、被告にこの訴訟費用と、本公判を 4 紙(フィガロ、ル・タン・ル・マタン、ル・ジュルナル)および宝石卸業者組合の会報に掲載する費用の支払いを、損害賠償の名目で命じる有罪判決によって、ポールは十分な損害賠償を得ることになる。

以上の判決理由によって、個人の資格で出頭を命じられた限りにおいてユーグ・シトロエンを無罪とし、ほぼ認識ある過失【訳注:〈認識ある過失〉という法律用語があり〈ほぼそれに匹敵する〉としたもの】によってポールに与えた損害の報いとして、連帯責任において宝石卸売業者組合とその代表者の資格の限りにおいてユーグ・シトロエンに有罪判決を下すものである。

グルニエ裁判長により、セーヌ県第一審民事裁判所、第三法廷、公開法廷において結審…

真珠裁判資料 3(真珠国際裁判 御木本真珠発明 100 年史 P88~89)

御木本幸吉が養殖真円真珠の第一号を手にしたのは、明治 38 年(1905 年)のこと。しかしこれはあくまでも創成期のことであり、量的にまとまって出来たのは大正中期だった。すでに述べたように、御木本の養殖真円真珠は、まず大正 8 年(1919 年)ロンドン市場に登場した。当時の欧州は、ちょうど大戦直後で、通貨価値に不安を抱く人は宝石に投資して資産を増やそうとする傾向が各国ともに強かった。そこへ、天然真珠と変わるところのないミキモトパールが、イギリスで売られている天然真珠より割安の値段で売り出されたのだから、欧州の宝石商があわてたのも無理はない。特にパリのヴァンドームやロンドンのリージェント・ストリートの伝統を誇る宝石商にとって、ミキモトパールの出現は思いがけない衝撃を与えた。

2年後の大正 10年(1921)5月4日に、ロンドンの夕刊紙「スター」が「某商人が日本産の養殖真珠を天然真珠として発売したが、これは驚くべき精巧さで、切断しなければ天然真珠と見分けがつかない。この詐欺の真珠出現で真珠市場は大恐慌に襲われつつある」と報じた。これをきっかけに、ロンドンの御木本真珠店には新聞記者がつめかけ、店員は質問攻めにあった。もっとも同じ英新聞でも『ロンドンタイムス』などは、公正な立場で天然真珠と養殖真珠には差異がないと報じた。だが、ほとんどは養殖真珠をニセモノときめ

つけ、詐欺と断定する激しい攻撃だった。ロンドンでの騒ぎは 1 日遅れてパリに伝わり、新聞論調もロンドンより険悪な内容のものが多かった。この国は、戦争の傷跡が最も深刻で、外国為替相場が下落の一方で、奢侈品の輸入規制などの緊縮政策をとっていたから、騒ぎはにわかに大きくなった。フランスの宝石業界の一部では、ミキモトが新発明を放棄するなら多額の報償金を出す、という懐柔策まで打ち出したが、御木本は取り合わなかった。フランスの商工会議所を中心にミキモトパールの輸入禁止運動になり、これに抗議する御木本側と対立し、結局裁判に発展して、仏宝石商組合は養殖真珠は偽物であることを証明しようとした。

だが、オックスフォード大学のリスター・ジェムソン博士、フランスではボルドー大學のH. L. ブータン教授などの権威者が御木本側の証人になって正論を述べた。つまり、天然と養殖の違いは、真珠の中心核が自然に導入されたか、人工によったかの点だけであり、真珠層そのものに違いはない点が学術的に証明された。有名な動物学者で、米スタンフォード大学の総長ダビッド・ジョルダンは、両者の光沢はいかなる人工をもってしても模造し得ないもので、当然同じ価値を有すると証言した。イギリス側は先に訴訟を取り下げたが、ミキモトのパリ代理店のルシアン・ポールは不当な輸入阻止を民事裁判に訴え、大正13年(1924年)5月以降、真円真珠は特に「養殖」という言葉を付記する必要なしとの判決をとりつけた。

その後、昭和 2 年(1927 年)5 月、幸吉がアメリカからロンドンのダイアモンドハウスにあった御木本のオフィスに着いて間もなく、フランスの裁判所から養殖真珠事件の鑑定人として派遣されたラベー博士が幸吉に面会をもとめ、3 日間にわたって養殖真珠についての説明を幸吉から直接聞いた。その結果、博士は「よく分かりました。これは天 然の真珠と変わらぬものである」と言われた。これで養殖真珠が宝石として世界的に 認められることになった。

真珠裁判資料 4 (養殖真珠の世界的争議の実態 乙竹岩造著 伝記御木本幸吉 P233~240)

商売がたきというものは、いつの世、どこの国にもあるもので、しかも、事業は競争によって進歩するのが、社会の通則である。幸吉の発明した半円真珠の特許についても、これに反対してその無効を出願した者があり、終局の勝利を見るまでに、これが係争は、かなり長きにわたったものである。しかし、半円真珠は完全な真珠ではなく、またその価格も安く、欧米の市場においても、一種特別の商品として取扱われたから、取引に何らの問題をも起こすに至らなかった。しかるに、真円真珠が養殖によって完成されて、天然真珠と少しも異ならざる品として輝かしくも華々しく、世界の宝玉界に打って出るに及んでは、それは宝玉界を侵犯するものとして、ヨーロッパの天地に一大センセーションを巻き起こしたのである。大正8年に五ヶ所養殖場で採取した真円真珠をば初めてロンドン支店に送

り、天然真珠より 2 割 5 分安い値段でこれを売出した。これが、そもそもの起りで、ヨーロッパの宝玉界や学術界は元より、そうした事柄に無関係な者までも好奇の耳をそばだてると、新聞紙は報道価値の最も大きなものとして、この世界的発明をば書立てたのである。ことに、かの地の真珠販売業者は、形状、色沢から比重、硬度および成分等の諸点に至るまで、天然真珠と少しも変わらない養殖真珠の出現には、驚きの眼を見張らざるを得なかったのである。彼等は、この侵入者を目して、自分らの営業を根底からゆり動かすてきとして、反抗の火の手を挙げ、次第に種々の画策をなすに至った。ここに記憶さるべきは、ヨーロッパにおける社交や龍個の中心はロンドンとパリであって、宝玉業者如きも、その最も多くがここに居たこと、これである。

その上、事情の悪いことには、以前ドイツのヘスリングが、半円の真珠は養殖で造ることができるかも知れないけれど、真円真珠に至っては、人為では造り得ないものと断定して、その意見を著書として発表しているし、事実また世界中誰一人、真円真珠を養殖して市場に送り出した者は無く、真珠こそは天然の所産であって、人工の企て及ばないところとなっており、それだからこそ貴いのであるとさえされていたのであるから、まず一般からも、かかる反抗を受けたのは、凡俗の世界、伝統の重んぜられる社会においては、やむを得ないことであろう。それは、なにごとにせよ一事を創始する者の、ひとしく被らねばならない柔軟であると言えよう。しかも、天然の真珠ではないのだから、競争者の出るのは、覚悟しなければなるまいとは、げんにエジソン翁も言ってくれた通りであるが、こうした立場におかれて、少しもひるむことなく、よくこれを耐え忍んで、先駆者の真価を如実に発揮し得る幸吉であったのである。

この反抗運動の導火線は、ロンドンにおいて点ぜられて、それが当時世界流行の中心地であったパリへと移って行った。まず大正 10年すなわち、1921年の 5月 4日のことである。午後 3時版のロンドン発行のスター紙が、

某商人が日本産の養殖真珠をば、天然真珠として発売したが、それは驚くべき精巧な品物で、切断してみなければ見分けがつかない。この詐欺様の真珠の出現のため、市場は大恐慌を来しつつある。これこそ統治の宝玉界をかく乱するものである。

といった記事を大々的に掲げ、そして新聞売子に大きな広告板を掛けさせて、夕刻ラッシュ・アワーのロンドンの町々をば、にぎわせたものである。スター紙がこれを詐欺事件とまで曲筆したのであるから、その日のロンドン御木本真珠店には67人の新聞記者が詰めかけてきて、右に関して種々の質問をなした。サァこれからが大変で、事は11日と広がって行くばかりであった。すなわち、翌15日頃まで、ロンドンだけでなく、全英国の各新聞紙は競ってこの記事を掲載し、是々非々の所論を掲げて、ケンケンゴウゴウのさわぎであった。

新聞紙の中でもタイムズや、デーリー・メール等は、さすがに事実を正確に伝えて、養殖 真円真珠は天然真珠と性質上まったく差異なきことを記し、したがって、天然真珠と区別 をつける必要も無いことを述べたのみならず、進んで御木本氏のこの偉大な発明に対して、 祝意をさえあらわしたのであるが、他の23の新聞紙の如きはスター紙に雷同して、尚も曲筆を強め、養殖真珠は偽真珠であると述べたものもあり、とにかく、この事が当時英国人の視聴を、いかにさらったかは、次の一事によっても判る。それは、チョウド5月10日にわが国の皇太子殿下、すなわち、後の今上陛下がロンドンに御到着遊ばされ、新聞・雑誌は競って特別号を発刊したのであるが、その特別号の中の34ページの多きにわたって、この真珠事件を記載していたのである。

この問題は、単なる一時の報道に止まらずして、専門学者の間にしんしな研究の課題を投 げた。オックスフォード大学のリスター・ジェムソン博士を始め、この方面の権威者たち が、おのおのその所見を新聞紙または学術雑誌の上に発表し、学問上においては、真珠を 造る刺激物が天然に生じたか、人為的にさしこまれたかの相違を除いては、御木本パール は天然産のパールと少しも差異なきことを述べたのである。こうなると、これら両者を識 別し得べき何らかの方法が発見されない限り、在来の天然真珠の価値が下向し、その価格 が低落して行くのは、火を見るよりも明らかなことであるから、真珠の販売を業としてい る宝石商たちが、自己擁護のために狂奔して、策謀施為至らざるなき有様にまで追込まれ たのである。こうした策略の結果かどうかは判らないけれども、ロンドン商業会議所では、 養殖真珠をにせ物扱いにし、養殖真珠の出現によって、天然真珠はその価値に何らの変化 をも起こすものにあらずという決議をなし、かくして、とにかく貴金属商・装身具商・お よび宝玉商等を保護するの途を計った。しかし、これは、いたずらに事実を曲げて一時を 糊塗しようとするものであったから、かえって識者の笑いを買うに過ぎなかった。そして 天然産の真珠と、養殖のそれとを識別する方法に関して、種々の実験が、あるいは X 光線 により、あるいは偏光により、学術上しばしば試みられたけれども、いずれも失敗に帰し たのである。前章に挙げた幸吉がブラッセルで見た天然養殖真珠鑑別器械のごときも、こ うした関係から生じた一種のまやかし物であったのであろう。その中にジェムソン博士は、 実験の結果、養殖または天然の如何に拘わらず、不完全ながらも、真珠の生産地の識別に 役立て得る一つの方法を公にしたのであって、これを日光紫外線検査という。さすがは専 門学者の一業績である。しかし、これとても、真珠の天然と養殖との本質的差異を識別し 得るものではないのである。かかる情況のもとに事態は推移して行ったが、結局は、この 両者、すなわち天然のものと養殖のものとの間には何ら本質的の相違が無いということが 判然となって、この論争は終わりを告げたのである。そして商人たちも、また次第に鳴り を静めてしまったかに見えたが、余炎は海を越えてパリに移って行ったのである。かかる 間にあって、養殖真円真珠の価値を逆用し、かつ世上一部に、それを偽物とする宣伝のな お潜行しているのに乗じ、真珠としては全然偽物たる、いわゆる模造真珠なるものをば、 御木本パールだといって販売する者が現れたので、御木本真珠店ではその一人を裁判所に 告発し、その結果、今後かかる詐欺行為をなす者は厳罰に処せらるべき旨の判決を得た。 かくて英国においては、幸吉発明の真円真珠は、ようやく、その価値を認められるに至り、 そして、この事件が最初世上にはやされた評判の大きかっただけに、御木本パールの名は その発明者の名声と共に広く知れ渡って行ったのである。

御木本パールのくしき報道が、当時世界流行の中心地たるパリの街上をケタタマシク飛んだ最初は、ロンドンより1日後れの5月5日のことであり、そして諸新聞紙上で、穏健適正な記事を掲げた物と、事実を曲げた報道を挙げたものとが相半ばしたことも、ロンドンの場合と同じい。

元来、仏国にはダイヤモンド・真珠その他の宝玉を取扱う業務組合があり、巨額の資金を 擁して業界に君臨していたが、この組合の連中は御木本パールの出現に一大脅威を感じ、 これが対策に腐心した末、もし御木本氏にして、この新発明を放棄するならば、巨万の報 償を呈するにやぶさかでないと暗示してきたのであった。が、その策の成らざるを知るや、 彼等は一意専心自衛の衝に立って、種々の迫害運動を試みるに至った。この迫害運動は三 段にわたって行われた。すこぶる念入りのものであった。すなわち、まず第一に、彼等は 養殖真珠をば模造真珠として宣伝した。当時仏国は第一次大戦で受けた痛手がなお深刻で、 対外為替は惨落に次ぐ惨落をもってする情勢にあったから、これを防止する一手段として、 奢侈品の輸入を厳禁し、したがって、真珠の如きも再輸出、すなわち一旦仏国に入れ、さ らに手を加えて他国に輸出するのだという条件のもとに、しかも国内の輸出入に均衡を生 じている場合にのみ、輸入を許可するという有様であった。そして、この統制権および輸 入拒否の権能は、政府から便宜上この組合に委託されていたのである。そこで彼等は、最 初は偽物呼ばわりをなし、たとい規定によって無税輸入を許しても、世人のこれを顧みざ らんことを欲して、こんな画策をしたのである。しかし模造品でないものを模造品呼ばわ りされては、聞き捨てならない御木本真珠店パリ支店では、ただちに抗議を発し、仏国税 関もまた天然真珠と同様の物であるからとの理由で、これに輸入税を課すべしとの断定を 下したためこの第一の手段は不首尾に終わった。

そこで第二の方法として、彼等は前記の輸入拒否権を乱用して、養殖真円真珠の輸入を阻止せんとした。ここにおいて御木本真珠店は、仏国国務省にその不当なるを訴え、その結果、輸入拒否権が彼等の手から離れて、税関が直接にこれを管理することとなった。一方、御木本真珠店のパリ代理者ポールは、かの組合側の不当な輸入阻止を民事裁判に訴え、そこで再三審理の結果、1924年4月5日以降、養殖真円真珠はその養殖なることを記載するに及ばない。単に真珠として輸入してよろしいとの判決を受けたのである。かくて法律上、養殖真円真珠は本来の天然真珠と全然同一の取扱いを受けるようになったのである。

他方学者の方からも、ボルドー大学の教授ブータン博士の如き篤学の士が現れ、きわめて 公正な見解の元に、養殖真円真珠が天然産のものと同一であることを確認し、その所説が 学会論文として、また氏の著書において、広く世に公表された。すなわち、英国における と同様、仏国でもまた学問上からは、御木本パールは立派に天然産と同様の資格を与えら れたのである。かのジェムソン博士といい、このブータン教授といい、いずれも適正な論 説を発表して、世間一部の抱いていた御木本パールについての偏見や危惧感に対して、痛 烈にその誤謬を正したのであって、これらは全く心理に対する熱愛のあふれたものではあ るが、幸吉にとっては、まさに百万イチ千億の味方を得たような心強さを感じたに相違な かろう。

しかし上述二段の運動に敗れた組合の一味は、さらに養殖真円真珠をば、天然真珠と模造 真珠の中間物として認容し、そして天然産のものと同一の価格を付けることを拒否せんと するの陋挙に出てきた。すなわち、彼等の運動は、積極的中傷へと転向せざるをえなくな ったが、養殖真珠の価格を下げようとする点に至っては、どこまでも根強いものであった。 かれらは、養殖真円真珠が単に真珠とのみ記載して売却し得られるようになった前述民事 裁判の判決に対し、こんどは、ある商人の手に売られたネクレスに養殖真珠と明記してい ないから詐欺であるなどと、筋道の立たぬことを言って、そのネクレスを抑えて戻さなか ったことさえあった。それで御木本真珠店の側では、ふたたび民事裁判を提起して勝利を 得たが、やがて同一の経路を取った訴訟が、先方から今度は商事裁判所に提起された。そ こでは判事が真珠商人であることを先方が利用して、この度はこちらの敗訴となり、日本 産なる名称を冠すべしと判決された。これは不当の判決であって、他の諸国産いずれも記 載しないのに、ひとり日本産のみが、こんな制限を受ける理由が無いから、これに対して 直ちに上告したのである。このように、いろいろの訴訟が、次から次へと起り、しかも問 題の要点を逸して、枝葉に捕らわれた揚げ足取りの係争となって、果てしなく続いた。 それにも拘わらず、御木本パールの販路は英仏 2 国においても年を追って拡張され、商取 引としても最後の勝利を占めたのである。又ドイツやイタリー等では、御木本真珠は天然 真珠と少しも異なるところが無いとの判断をなし、幸吉の世界的発明はむしろ驚嘆の声を もって歓迎されたのである。

真珠裁判資料 5 (1921 年ロンドンでの法廷訴訟とジェムソン)

In his youth, about 1890, when Henry Lister Jameson, who had already shown great interest in many aspects of zoology and wild life, threatened to run away from school (probably from pure boredom), his father apprenticed him aboard a sailing ship bound for the Far East. The ship was wrecked somewhere North of Australia, and he spent some time on one of the small islands whose population gained their living by skin diving for pearl oysters. He joined them in this occupation and from this arose his interest in pearls.

After his adventurous interlude, he returned to Ireland and graduated with high honors in zoology, from Dublin, and after various research projects, went to Heiderburg in Germany, where he received the degree of Doctor of Philosophy for his work. Subsequently he also received the degree of Doctor of Science from Cambridge.

Much of his work had been with pearls, and he was able to demonstrate how the oyster produces them. The inside of the oyster - and of most shellfish - is coated with an

irridescent substance known from as nacre or mother of pearl. If some irritant matter is introduced in the shell, the oyster, to reduce irritation, coats this with layer upon layer of mother of pearl, and so the pearl is formed. In its natural state it is only a small proportion that will become so infected, and therefore only a very small proportion of the shells brought up by the old divers were likely to contain a pearl of any size at all, and even fewer of those of valuable size.

When the formation of the pearls by the oyster had been conclusively proved Mikimoto had the inspiration of breeding oysters and injecting them with the irritant, this ensuring that a reasonable proportion of the shell retrieved would be relied upon to contain a true pearl. These "cultured" - but true and not artificial pearls came onto the market probably some time between 1910 and 1920, and as a result the number of commercial pearls available increased.

This caused great consternation among the pearl merchants of Hatton Garden, in London, as they feared that with the increased availability the value of pearls would rapidly decrease. They therefore in 1921, brought a court case against Mikimoto hoping to provide that the cultured pearls were not real pearls at all, but an artificial product. Mikimoto defended the case, and called Jameson as his scientific witness that cultured pearls are, in fact true pearls, and therefore he had every right to market them as such. He won his case, on the scientific evidence presented by him.

Mikimoto was prepared to pay him a very huge fee for his services, but this he refused to take, Mikimoto therefore presented his with the string of pearls, and also gave him the set of little silk mats and a hand painted scroll.